ミッション３（２）
不登校支援、インクルーシブ教育システム

その他　報　告　①
令和８年11月12日
教育委員会学校教育課

北九教学校第４５６号
令和８年１１月１３日

北九州市立
小・中学校長
特別支援学校長　様

北九州市教育委員会
学校教育課長　宮﨑　貴寛
生徒指導課長　末包　智幸
特別支援教育課長　森永　勇芽
学校保健課長　藤田　真治
学　事　課　長　和田　修一

不登校児童生徒等及び保護者に対するきめ細かな対応について（通知）

日頃より、本市の学校教育の推進にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、不登校児童生徒等に対しては、児童生徒一人一人の状況に応じ、学びの保障と社会的自立に向けた支援を継続することが重要です。

また、保護者に対しては、「学校において保護者負担を伴う費用を取り扱う際」には、児童生徒の参加状況や保護者の意向等を十分に踏まえ、適切かつ丁寧に対応する必要があります。

つきましては、各学校においてご対応いただいていることと存じますが、別紙に記載している事項について留意の上、不登校児童生徒等及びその保護者に不利益や過度な負担が生じることのないように、きめ細かな対応をお願いいたします。

【補助教材に関すること】
連絡先　学校教育課
ＴＥＬ　５８２－２３６８
担　当　相　原

【宿泊行事等に関すること】
連絡先　生徒指導課
ＴＥＬ　５８２－２３６９
担　当　柳井谷・成　澤

【特別支援教育に関すること】
連絡先　特別支援教育課
ＴＥＬ　５８２－３４４８
担　当　中　山

【給食費に関すること】
連絡先　学校保健課
ＴＥＬ　５８２－２３８１
担　当　池　田

【就学援助費に関すること】
連絡先　学事課
ＴＥＬ　５８２－２３７８
担　当　平　山・野見山

令和　　年度　不登校児童生徒等への確認リスト

年　　組　名前　　（対応者：　　）

項目	学年	発生する費用・注意事項等	担当課	確認
1　補助教材	**全**	・発注前に保護者の意向確認 ・学期の途中でも追加購入が可能であることの保護者周知	学校教育課	
2　実習・校外活動費	**全**	・不参加の場合は、返金となることを周知		
3　自然教室	**小5** **特小５**	食事代 ・利用する所によって異なるため所に確認	生徒指導課 特別支援教育課	
4　修学旅行	**小6** **特小６**	キャンセル料 ・施設によって異なるため業者へ確認		
5　ふれあい合宿	**中1** **特中１**	食事代 ・利用する所によって異なるため所に確認		
6　修学旅行	**中２** **特中２** **特高２**	<u>キャンセル料（必ず業者とも確認）</u> ・契約以降企画料は発生する。 ・21日前まで０％ ・20日～8日前20% ・7日～2日前30% ・旅行開始前日40% ・旅行開始当日50% ・旅行開始後、無連絡不参加100%		
7　非喫食者給付金	**小** **特小**	・R8年度は、給食費が無償となっているため、発生する費用はないが、喫食しなかった場合に給付を受けられる場合がある。 ・上限：月額5,800円 ※額は、年度によって異なる。 ※月（歴月）を通して、給食を停止している場合	学校保健課	
8　学校給食費	**中**	・月額5,400円（日額：324円） ※額は、年度によって異なる。 ※給食を停止した期間分を減額できる。		

関係する費用について（就学援助費・就学奨励費）

9　通学費	**全**	・通学費支給対象者で既に年間分で定期券代を支給していた場合、欠席数を把握し、通学費を戻入する。	【小・中学校】 学事課 【特別支援学校】 特別支援教育課	
10　宿泊を伴う校外活動費 （自然教室、ふれあい合宿） ・交通費 ・見学料	**小５** **特小５** **中１** **特中１**	・学校からの実施報告書により、実施日に不参加の場合は支給しない。 ・高等部の実習については、個の状況に応じて確認すること。		
11　修学旅行費 ・交通費 ・宿泊料 ・見学料 ・記念写真代 ・旅行損害保険料 ・添乗費 ・通信費	**小６** **特小６** **中２** **特中２** **特高２**	・学校からの実施報告書により、実施日に不参加の場合は支給しない。（キャンセル代も支給しない。） 　ただし、学校保健安全法施行令に規定する感染症（新型インフルエンザなど）により学校長が修学旅行の中止を決定した場合、学校長が出席停止とした場合はキャンセル代を支給する。		
12　学校給食費	**中** **特中**	・学校からの給食費調整報告書により、欠食数を把握し、学校給食費を調整する。		

※　対応を行った際、「確認」の欄に「〇」や「レ」印をつけてください。